

# 国民健康保険 からのお知らせ

▶ 問い合わせ  
国民健康保険グループ  
(☎ 05 1771)

加入・喪失・変更などの事由が生じた日から 14 日以内に届け出ることが法律で定められていますので、忘れずに手続きしてください。

## 全ての手続きに必要な持ち物

- ・マイナンバーカードもしくはマイナンバーを確認できる書類
- ・身分証明書(運転免許証などの顔写真付きの場合は 1 点、顔写真がない場合は 2 点)
- ※住民票上、別世帯の方が手続きする場合は、委任状のほか、委任者と受任者の身分証明書が必要です。



表中の  
『こんなとき』  
に応じた  
『持ち物』

	こんなとき	持ち物
国民健康保険に入るとき	他の市町村から転入してきた	前年の所得がわかるもの(源泉徴収票など)
	職場の健康保険をやめた	健康保険離脱証明書または資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	
	子どもが生まれた (+出産育児一時金の支給申請)	母子健康手帳、世帯主義の預貯金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収・明細書 ※出産費用が40万8千円(産科医療補償制度加入医療機関での出産は42万円)以上の場合、『全ての手続きに必要な持ち物』のみ ※令和5年4月以降の出産育児一時金は、上限額が変更になる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。
	生活保護を受けなくなった	生活保護廃止(停止)決定通知書
	外国籍の方が加入する	在留カードまたは特別永住者証明書(切り替え前の場合は外国人登録証明書)、パスポート、上陸許可証印、指定書
国民健康保険をやめるとき	他の市町村に転出する	被保険者証
	職場の健康保険に加入した	国民健康保険被保険者証、職場から交付された新しい被保険者証
	家族が加入する健康保険の被扶養者になった	
	国民健康保険の被保険者が死亡した (+葬祭費の支給申請)	被保険者証、喪主または施主名義の預貯金通帳、葬儀を行ったことがわかるもの(会葬礼状、領収書など)
	生活保護を受けることになった	被保険者証、生活保護開始決定通知書
その他	住所が変わった(市内転居)	被保険者証
	世帯を分けた、世帯を一緒にした	
	世帯主や氏名が変わった	
	就学のため他の市町村に転出する	被保険者証、在学証明書または学生証
	学生用被保険者証をお持ちの方が、卒業・退学し、引き続き市外に住む	学生用被保険者証、在学期間がわかる証明書または退学証明書
	学生用被保険者証をお持ちの方が、卒業・退学し、職場の健康保険に加入した	学生用被保険者証、職場から交付された新しい被保険者証
	学生用被保険者証をお持ちの方が、卒業・退学し、登別市に再転入した	学生用被保険者証
	被保険者証をなくした、汚れて使えなくなった	『全ての手続きに必要な持ち物』のみ
	施設に入所するため他の市町村に転出し、施設に住所を定めた	被保険者証、施設の入所証明書
介護保険が適用除外となる施設に入所する40歳から64歳までの方	施設の入所証明書	

- ※窓口に来られないときは、郵送で手続きできる場合がありますので、ご相談ください。
- ※国民健康保険への加入は、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼり、その分の保険税も支払わなければなりません。手続きが遅れると、被保険者証がない期間の医療費に保険が適用されないことがありますので、速やかに手続きしてください。
- ※健康保険によっては、2カ月以上継続して加入していた場合、退職後も継続して加入することができます。継続した場合の保険料と国民健康保険税の金額が異なることがありますので、金額を比較した上で加入することをお勧めします。
- ※勤務先の倒産や解雇などでやむを得ず離職し、雇用保険を受給する場合は、国民健康保険税が軽減されることがあります。雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を持参の上、ご相談ください。